

新興感染症対応力強化事業費補助金交付要領

（趣旨）

第1条 県の交付する新興感染症対応力強化事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、「新興感染症対応力強化事業実施要綱」（令和6年3月1日付け医政発0301第2号厚生労働省医政局長通知。）、「医療施設等施設整備費補助金交付要綱」（令和6年8月7日付け厚生労働省発医政0807第8号厚生労働省事務次官通知。）、「医療施設等設備整備費補助金交付要綱（令和6年8月6日付け厚生労働省発医政0806第8号厚生労働省事務次官通知。）及び栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）に基づき、県と医療措置協定（法第36条の3第1項に規定する医療措置協定をいい、以下単に「協定」という。）を締結する医療機関（以下「協定締結医療機関」という。）の新興感染症への対応力を強化することにより、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築することを目的とする。

（交付の対象事業）

第3条 この補助金は、次の（1）から（3）に掲げる事業を対象として予算の範囲内で交付する。

- （1）法第36条の2第1項第1号の規定に基づく「病床確保」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院、診療所が実施する施設・設備整備事業
- （2）法第36条の2第1項第2号の規定に基づく「発熱外来」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院、診療所が実施する施設・設備整備事業
- （3）法第36条の2第1項第3号の規定に基づく「自宅療養者等への医療の提供」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院、診療所、薬局、訪問看護事業所が実施する施設整備事業

（交付の相手方）

第4条 この補助金の交付の相手方は、法第36条の2第1項第1号から第3号の規定に基づく「病床確保」、「発熱外来」又は「自宅療養者等への医療の提供」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所とする。

（交付の対象外費用）

第5条 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

（交付額の算定方法）

第6条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と第2欄の区分毎の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 事業 の名称	2 種目及び基準額	3 対象経費	4 補助率
新興感染症対応力 強化事業 （協定締結医療機 関施設整備事業）	病室の感染対策に係る整備 1室当たり14,546千円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事費又は工事請負費（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。）	2／3
	病棟等の感染対策に係る整備 対象面積1㎡当たり 基準単価 239,300円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費	10／10
	個人防護具保管施設の整備 対象面積1㎡当たり 基準単価 239,300円	病床確保、発熱外来、又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	10／10
新興感染症対応力 強化事業 （協定締結医療機 関設備整	簡易陰圧装置 1病床当たり4,320千円 検査機器（PCR検査装置） 1台当たり9,350千円 簡易ベッド 1台当たり51,400円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な簡易陰圧装置、検査機器（PCR検査装置）、簡易ベッドの購入費（ただし新規購入及び増設する場合に限る。）	10／10

備事業)	検査機器（PCR検査装置） 1台当たり9,350千円 簡易ベッド 1台当たり51,400円 HEPAフィルター付き空気清 浄機（陰圧対応可能なもの に限る。） 1施設当たり905千円	発熱外来に係る協定締結医療機関と して必要な検査機器（PCR検査装 置）、簡易ベッド、HEPAフィルター 付き空気清浄機（陰圧対応可能なも のに限る。）の購入費（ただし新規 購入及び増設する場合に限る。）	10/10
------	--	---	-------

（交付の条件）

第7条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1）事業に要する経費の額若しくは配分の変更又は事業の内容の変更を（次条に規定する軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （4）事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- （5）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- （6）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- （7）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- （8）事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- （9）事業を行うために請負契約を締結する場合には、一括下請負の承諾をしてはならない。
- （10）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別記様式第3により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合

等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(11) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(軽微な変更)

第8条 前条第1号における軽微な変更とは、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。ただし、入札の結果等及び交付決定範囲内における工事費、工事請負費又は購入数の減による事業費の減額は軽微な変更とする。

(1) 事業主体の変更

(2) 20%以上の事業費又は事業量の変更

(3) 建物の設置場所の変更のうち著しい機能の変更を伴う変更

(4) 建物の規模、構造又は用途の変更のうち著しい機能の変更を伴う変更

(5) 設備の用途の変更

(6) 購入価格が単価 30 万円以上の設備の品目又はその数量の変更

(申請手続)

第9条 この補助金の申請は、規則の別記様式第1による申請書を知事が別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

第10条 この補助金の交付決定後の事情の変更により事業内容の変更等を行う場合には、変更承認申請書（別記様式第1）に変更内容及び変更理由を記載した書類1部を添付して、速やかに知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第11条 この補助金の事業遂行状況（第6条における第1欄の新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）に限る。）については、遂行状況報告書（別記様式第2号）により、当該年度12月末日現在の状況を翌月10日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 この補助金の実績報告は、規則の別記様式第2による実績報告書を事業完了の日から起算して1月を経過した日（第7条第2号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに知事に提出して行わなければならない。

(補助金の請求)

第13条 この補助金の請求は、規則の別記様式第4による請求書に交付決定通知書の写し

を添付して、知事が別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(その他)

第14条 特別の事情により第9条から前条までの規定に定める手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附則

この要領は、令和6年度分の補助金から適用する。

(規則の別記様式第1)

令和 番 号
 年 月 日

栃木県知事

様

申請者住所
名称及び
代表者氏名

令和 年度新興感染症対応力強化事業費補助金交付申請書

令和 年度における新興感染症対応力強化事業について、新興感染症対応力強化事業費補助金金 円を交付されるよう栃木県補助金等交付規則第4条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 経費所要額調書（別紙1）
- 2 事業計画書（別紙2）
- 3 添付書類
 - (1) 当該事業に係る歳入歳出予算書の抄本
 - (2) その他参考となる資料

経 費 所 要 額 調

補助事業者名：

事業区分	総事業費 (A)	寄附金その他の収入額 (B)	差引額 (A)-(B)=(C)	対象経費の支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	都道府県補助額 (G)	国庫補助基本額 (H)	国庫補助所要額 (I)	国庫補助金交付決定額 (J)	差引追加交付（一部取消）申請額 (I)-(J)=(K)	備考
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
合計												

【留意事項】

- 1 本調査表は、施設ごとに作成すること。
- 2 「事業区分」欄、上段には交付の対象となる事業の名称をプルダウンから選択、下段には施設の名称を記載すること。
- 3 「選定額」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。
- 4 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。

(1) 交付要綱5(交付額の算定方法)(1)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額

(2) " (2)に掲げる事業…(C)と(F)と(G)とを比較して最も少ない額

(3) " (3)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額

(4) " (4)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額

(5) " (5)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
- 5 「国庫補助所要額」欄は、次により記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てるものとする。

(1) 交付要綱5(交付額の算定方法)(1)に掲げる事業……(H)欄に記載された額に補助率を乗じて得た額

(2) " (2)及び(3)に掲げる事業…(H)欄に記載された額に2分の1を乗じて得た額

(3) " (4)に掲げる事業……(H)欄に記載された額

(4) " (5)に掲げる事業……(H)欄に記載された額に3分の2を乗じて得た額
- 6 (J)欄及び(K)欄については交付要綱の9による変更交付申請手続の他は斜線を引くこと。

経費所要額調

(補助事業者名)

[illegible]

(注) J 欄及びK 欄については、交付要綱の 8 による変更交付申請手続の他は斜線を引くこと。

事業計画書

事業区分					
補助(間接補助)事業者名	施設名		所在地		
施工内容					
建物の構造及び面積	構造: _____ 〇階建 建築面積 _____ m ² 延べ面積 _____ m ²				
施工期間	着工 年 月 日 ~ 竣工 年 月 日				
整備費内訳					
区 分	費 目	面 積	単 価	金 額	備 考
補助対象事業分		m ²	円	円	
	小 計				
補助対象外事業分		m ²	円	円	
	小 計				
合 計					
財源内訳					
区分		金額		備考	
(1) 補助金 うち国 うち都道府県 (2) 地方債 (3) 寄附金 (4) その他(診療収入等)		円		(内 訳)	
計					
補助財産を取得する際に、当該補助財産を取得するための抵当権設定の有無					
その他 参考事項					

【留意事項】

整備費内訳の「費目」欄は、交付要綱の5(交付額の算定方法)の対象経費に定める各部門に区分して記入すること。

別紙（２）

事業計画書

- １．施設の名称
- ２．施設の所在地
- ３．事業の種類（交付要綱の３に掲げる事業名）
- ４．設備整備の内容

品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
1. 補助対象事業分				円	円 0 0 0 0 0 0 0		
小計	—	—	—	—	0	—	—
2. 補助対象外事業分				円	円 0 0 0 0 0		
小計	—	—	—	—	0	—	—
合計	—	—	—	—	0	—	—

(規則の別記様式第2)

番 号
令和 年 月 日

栃木県知事

様

申請者住所
名称及び
代表者氏名

令和 年度新興感染症対応力強化事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け栃木県指令感対第 号により令和 年度新興感染症対応力強化事業費補助金の交付決定がありました新興感染症対応力強化事業について、栃木県補助金等交付規則第13条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 新興感染症対応力強化事業所要額精算書（別紙1）
- 2 事業実績報告書（別紙2）
- 3 添付書類
 - (1) 収入支出決算書抄本
 - (2) 補助事業完了後の施設・設備の写真
 - (3) 契約書の写し（契約書が作成されていない場合は、請求書の写し）
 - (4) 補助対象区域の工事設計図等（施設整備のみ）
 - (5) 納品書の写し（設備整備のみ）

経 費 所 要 額 精 算 書

補助事業者名:

事業区分	総事業費 (A)	寄附金その他の収入額 (B)	差引額 (A)-(B)=(C)	対象経費の実支出額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	都道府県補助額 (G)	国庫補助基本額 (H)	国庫補助所要額 (I)	国庫補助交付決定額 (J)	国庫補助受入済額 (K)	差引過△不足額 (K)-(I)=(L)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計												

【留意事項】

- 1 本調査表は、施設ごとに作成すること。
- 2 「事業区分」欄、上段には交付の対象となる事業の名称をプルダウンから選択、下段には施設の名称を記載すること。
- 3 「選定額」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。
- 4 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
 - (1) 交付要綱5(交付額の算定方法)(1)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額
 - (2) “ (2)に掲げる事業…(C)と(F)と(G)とを比較して最も少ない額
 - (3) “ (3)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
 - (4) “ (4)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
 - (5) “ (5)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
- 5 「国庫補助所要額」欄は、次により記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てるものとする。
 - (1) 交付要綱5(交付額の算定方法)(1)に掲げる事業…(H)欄に記載された額に補助率を乗じて得た額
 - (2) “ (2)及び(3)に掲げる事業…(H)欄に記載された額に2分の1を乗じて得た額
 - (3) “ (4)に掲げる事業…(H)欄に記載された額
 - (4) “ (5)に掲げる事業…(H)欄に記載された額に3分の2を乗じて得た額

經 費 所 要 額 精 算 書

(補助事業者名)

[illegible]

事業実績報告書

事業区分					
補助(間接補助)事業者名	施設名		所在地		
施工内容					
建物の構造及び面積	構造: _____ 〇階建 建築面積 _____ m ² 延べ面積 _____ m ²				
施工期間	着工 年 月 日 ~ 竣工 年 月 日				
整備費内訳					
区 分	費 目	面 積	単 価	金 額	備 考
補助対象事業分		m ²	円	円	
	小 計				
補助対象外事業分		m ²	円	円	
	小 計				
合 計					
財源内訳					
区分		金額		備考	
(1) 補助金 うち国 うち都道府県 (2) 地方債 (3) 寄附金 (4) その他(診療収入等)		円		(内 訳)	
計					
補助財産を取得する際に、当該補助財産を取得するための抵当権設定の有無					
その他 参考事項					

【留意事項】

整備費内訳の「費目」欄は、交付要綱の5(交付額の算定方法)の対象経費に定める各部門に区分して記入すること。

別紙（２）

事業実績報告書

- １．施設の名称
- ２．施設の所在地
- ３．事業の種類（交付要綱の３に掲げる事業名）
- ４．設備整備の内容

品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	設置場所	備考
1. 補助対象事業分				円	円 0 0 0 0 0 0 0		
小計	—	—	—	—	0	—	—
2. 補助対象外事業分				円	円 0 0 0 0 0		
小計	—	—	—	—	0	—	—
合計	—	—	—	—	0	—	—

規則の別記様式第4 (第13条関係)

令和 年度新興感染症対応力強化事業費補助金
交付請求書

金 円

年 月 日栃木県指令感対第 号で額の確定の通知があった新興感染症対応
力強化事業費補助金を上記のとおり交付されるよう請求します。

年 月 日

栃木県知事 様

補助事業者名

印

振込先

金融機関名	銀行										支店									
口座種別	普通 ・ 当座					口座番号														
フリガナ																				
口座名義																				

(別記様式第1)

令和 年 月 日
番 号

栃木県知事

様

申請者住所
名称及び
代表者氏名

令和 年度新興感染症対応力強化事業費補助金の変更交付申請書

上記について、次のとおり補助事業を変更したいので、関係書類を添えてその承認を申請します。

関係書類

変更内容及び変更理由を記載した書類

(別記様式第2)

番 年 月 号
日

栃木県知事 様

補助事業者名

年度新興感染症対応力強化事業費補助金
の補助対象事業の遂行状況報告書

令和 年 月 日栃木県指令感対第 号で新興感染症対応力強化事業費補助金の交付決定の通知があった新興感染症対応力強化事業について、栃木県補助金等交付規則第11条の規定により、その遂行状況を関係書類を添えて報告します。

関係書類
別表のとおり

別 表

事業区分	施設名	所在地

1. 事業施行状況				(○年 月 日現在)	
区 分		施 工 面 積	工 事 施 工 率	金 額	備 考
自 年 月 日 至 年 月 日 現在竣工量		㎡	%	円	
自 年 月 日 至 年 月 日 まで竣工見込量					
計					

2. 工事進捗状況		(○年 月 日現在)													
工事名	○年	○年													
	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日	4月1日		
設計事務															
入札事務															
整地工事															
基礎工事															
〇〇工事															

- 【留意事項】
- 1 工事予定を点線の棒線で示し、その上に工事進捗状況を実線の棒線で示すこと。
 - 2 工事名ごとに工事進捗状況(出来高)を%をもって示すこと。

請 負 契 約 額		年度内完成(見込)				繰越 予 定		繰越理由
		○年 月 日現在	年度末現在(見込)					
(全体契約額)		円	%	円	%	円	%	
円								
(うち国庫補助金分)								
円								

- 【留意事項】
- 請負契約額欄の(うち国庫補助金分)は、交付決定額を記入すること。

別記様式第3

番 年 月 号
日

栃木県知事 様

補助事業者

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日栃木県指令感対第 号により交付決定があった 新興感染症対応力強化事業費補助金について、栃木県新興感染症対応力強化事業費補助金交付要領第7条第10号の規定に基づき、次のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金返還相当額)

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

令和 年度 歳入歳出予算書の抄本

歳入		歳出	
県補助額			
歳入計	0円	歳出計	0円

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

申請者住所

名称及び
代表者氏名

印